

宗教法判例のうごき〔平成20年・公法〕

田近 肇（文献委員・岡山大学）

1 憲法

前号に引き続き、今号も私が本欄を担当する。今回対象にするのは、平成20年1月から12月までに出された判決・決定である。

憲法に関しては、政教分離原則をめぐって、白山比咩神社御鎮座二千百年式年大祭奉賛会事件（名古屋高裁金沢支部平成20年4月7日判決（判時2006号53頁））がある¹⁾。同大祭奉賛会は、「白山比咩神社の御神徳を敬仰して、白山比咩神社の式年大祭齋行の諸行事を奉賛すること」を目的として設立された団体であり、同式年大祭の齋行のほか、禊場等の新築等、神社史の発刊等を事業内容としている。平成17年6月、白山市内の一般施設において関係者120名が出席してその発会式が行われた際、白山市長は、同市の職員を伴い、公用車を使用してこの発会式に参加し、祝辞を述べた。本件は、市長のこれらの行為が憲法第20条1項及び3項並びに第89条前段に違反するとして、住民訴訟が提起された事例である。なお、発会式の式次第は、一般に見られる各種団体の設立集会のそれと変わるものではなく、特に神道の儀式や祭事の形式に基づいたものではなかった。

以上のような事実関係の下で、原審の金沢地裁平成19年6月25日判決（判時2006号61頁）は、大祭奉賛会は特定の宗教とかかわり合いを有するものであるが、発会式自体の宗教的色彩は希薄であったとして、本件発会式に市長が出席し、祝辞を述べることは、「社会的儀礼の範囲内の行為であり」、「その目的が宗教的意義をもち、その効果が白山比咩神社あるいは神社神道を援助、助長又は促進するような行為にあたる」とは認められないから、憲法20条3項により禁

止される宗教的活動にはあたらない」と判示していた。

これに対し、本判決は、大祭奉賛会の事業内容が宗教活動であること、これを目的とする大祭奉賛会が宗教上の団体であることは明らかであるから、本件発会式も「大祭奉賛会の本件事業を遂行するため、すなわち、本件大祭を奉賛する宗教活動を遂行するために、その意思を確認し合い、団体の発足と活動の開始を宣明する目的で開催されたもの」であり、「白山市長……が来賓として本件発会式に出席し、白山市長として祝辞を述べた行為（本件行為）は、白山市長が、大祭奉賛会が行う宗教活動（本件事業）に賛同、賛助し、祝賀する趣旨を表明したものであり、ひいては、白山比咩神社の宗教上の祭祀である本件大祭を奉賛し祝賀する趣旨を表明したもの」であると認定している。そのうえで、本判決は、「本件行為についての一般人の宗教的評価としても、本件行為はそのような趣旨の行為であると理解し、白山市が、白山比咩神社の祭祀である本件大祭を奉賛しているとの印象を抱くのが通常」であり、また、白山市長も「大祭奉賛会及び本件発会式が前記趣旨・目的のものであることを認識、理解していた」はずであり、そうすると「同人は、主観的にも、大祭奉賛会が行う本件事業を賛助する意図があったものと推認」することができることから、本件行為は「本件事業ひいては本件大祭を奉賛、賛助する意義・目的を有しており、かつ、特定の宗教団体である白山比咩神社に対する援助、助長、促進になる効果を有するものであったといわなければならない」と結論付けている。

周知のように、憲法第20条3項にいう「宗教的活動」については、津地鎮祭事件（最高裁大法廷昭和52年7月13日判決（民集31巻4号533頁））以来、「当該行為の目的が宗教的意義をもち、その効果が宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるような行為」のみがこれに当たるとする目的効果基準が確立した判例法理として用いられている。本判決もこの基準を用いて判断をしており、本判決は、目的効果基準を用いて違憲の結論を導いた事例に新たな一例を付け加えたものと位置付けることができよう。

ところで、本判決は、目的効果基準を用いて違憲の結論を導いた先例である愛媛玉串料訴訟最高裁判決（最高裁大法廷平成9年4月2日判決（民集51巻4号1673頁））に触れるところがない。しかし、以下にみるように、本判決の論

理は、この最高裁判決の論理と類似するところが少なくなく、その意味で、愛媛玉串料訴訟最高裁判決は、本判決の論理を支える「隠れた先例」だということができる。

愛媛玉串料訴訟最高裁判決以降の裁判例の特徴として、国家機関の行為の目的の宗教的意義を論じる前に、その行為の宗教的意義が強調される点が挙げられる。愛媛玉串料訴訟において最高裁は、靖国神社の例大祭等が宗教性を有すること、そのような祭祀に際して玉串料等を奉納する行為は「一般人が……社会的儀礼の一つにすぎないと評価しているとは考え難」く、「玉串料等の奉納者においても、それが宗教的意義を有するものであるという意識を大なり小なり持たざるを得ない」行為であることを根拠として、行為の目的の宗教的意義を導き出している。宗教的意義を有すると一般に評価しうる行為がなされる場合、その行為をする者は宗教的意義を有する目的で行為していると推認することができ、それゆえに行為の宗教的意義から行為の目的の宗教的意義を認定することができるというのが、愛媛玉串料訴訟最高裁判決の論法であった²⁾。

さて、本判決も、同様に、市長が本件発会式に出席し祝辞を述べたという行為の宗教性から行為の目的の宗教性を推認する手法を採っている。しかし、愛媛玉串料訴訟最高裁判決と本判決の間には、看過できない違いがある。すなわち、市長の本件行為が宗教的意義を有するという認定が、大祭奉賛会が宗教上の団体であり、本件発会式もまたそのような団体の発足と活動の開始を宣明する目的のものであったという事実のみに依存しているという点である。このように、市長の行為が向けられた対象が宗教的な性格を有していたという事実のみから直ちに、市長の行為の宗教的意義を認定し、さらには目的の宗教的意義を推認するという論法は、愛媛玉串料訴訟最高裁判決を含むこれまでの先例と比べたとき、明らかに異質であるように思われる。

本件と同じように、宗教的色彩を有するとされる儀式に市長が参列したことが争われた事例として、例えば、箕面慰霊祭訴訟（最高裁第三小法廷平成5年2月16日判決（民集47巻3号1687頁））がある。この事件で最高裁は、市長の行為が向けられた対象（慰霊祭）が宗教的行事であることを認定しつつも、その認定から直ちに慰霊祭に参列する行為の宗教的意義を認めたわけでも、その

行為の目的が宗教的意義を有すると推認したわけでもない。むしろ、最高裁は、慰霊祭の宗教的性格にもかかわらず、「戦没者やその遺族に対して弔意、哀悼の意を表する」ことは、「戦没者遺族に対する社会的儀礼を尽くすという、専ら世俗的な」目的によるものであり、おそらくは一般人の評価としてもそのようなものであるという理由から、特定宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉にはならないと判示している。

また、愛媛玉串料訴訟最高裁判決においても、県知事の行為が向けられた対象（例大祭等）の宗教的性格だけから県知事の行為（玉串料を奉納する行為）の宗教的意義が認定されたわけではなかったように思われる。実際、その後も最高裁は、鹿児島大嘗祭違憲訴訟（最高裁第一小法廷平成14年7月11日判決（民集56巻6号1204頁））において、箕面慰霊祭訴訟と同様の発想に立って、大嘗祭が宗教的色彩を有する儀式であることを認めつつも、鹿児島県知事の「大嘗祭への参列の目的は、天皇の即位に伴う皇室の伝統儀式に際し、日本国及び日本国民統合の象徴である天皇に対する社会的儀礼を尽くすものであり、その効果も、特定の宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるようなものではない」と判示している。

市長の本件行為がなぜ「社会的儀礼」とはいえないのかについて本判決が説くところは結局、大祭奉賛会及び本件発会式が宗教的性格を有するから、というその一言に尽きる。しかし、「憲法20条3項にいう『宗教的活動』とは、およそ国及びその機関の活動で宗教とのかかわり合いを持つすべての行為を指すものではなく、そのかかわり合いが我が国の社会的・文化的諸条件に照らし相当とされる限度を超えるものに限られる」という津地鎮祭事件最高裁判決の説示は、国家機関の行為が宗教的な団体・儀式に向けられる場合であっても、その国家機関の行為は必ずしも宗教的意義をもつとは限らないということを前提としていたのではなかったか。

そうすると、宗教的性格を有する行事に市長の行為が向けられていたことのみを理由として、市長の行為が当然に宗教的意義を有する目的によるものであると説く本判決の論理は、愛媛玉串料訴訟最高裁判決の論理を極端に推し進めたものと評さざるをえないように思われる。

神社仏閣やその祭礼・行事を観光資源として積極的に活用しようとする地方公共団体は少なくない。憲法が「社会生活における宗教の意義や価値をみとめるという前提」³⁾に立っている以上、神社仏閣やその祭礼・行事は地域の誇るべき財産として、地方公共団体がこれを観光資源に活用することは咎められるべきことではないであろう。その際、その祭礼・行事の主催者との友好・信頼関係を維持・増進するため、地方公共団体の首長等が宗教団体を含む各種団体と交際しなければならない場面も少なくないであろう。

もちろん、地方公共団体は、観光政策に名を借りた宗教団体への支援に陥っていないか、これまでの社寺との「付き合い」のあり方を見直す必要がある。しかし、地方公共団体が社寺の祭礼を観光資源として活用しようとするとき、おそらく世俗的な各種団体との関係でも行っているのと同様に、本件のような会合に市長が出席することは、直ちに特定宗教団体の公認を意味するものではなく、「社会通念上儀礼の範囲にとどまる」行為として許されないわけではないように思われる。

2 租税法

(1) ペット供養課税訴訟

イ) 回向院事件 租税法の分野では、いわゆる「ペット供養」に関連して、宗教法人が動物の遺骨を収蔵している建物・敷地に対して固定資産税等が賦課された事例と、宗教法人が動物の葬祭に伴って得た金員に対して法人税が賦課された事例とで、結論において対照的な2つの判決が出されている。

まず、宗教法人が動物の遺骨を収蔵保管している建物部分及びその敷地相当部分の土地に対して固定資産税及び都市計画税が賦課され、その取消が求められた事例として、回向院事件（東京高裁平成20年1月23日判決（判例集未登載⁴⁾）がある。

第一審の東京地裁平成18年3月24日判決（判例集未登載⁵⁾）は、問題の境内建物等が地方税法348条2項3号にいう「境内建物及び境内地」に当たるかどうかを判断するに当たり、「そこで行われている活動が、世俗的な活動と異なる特徴をどの程度持っているのかといった点」を重視する考え方を採り、「動

物の遺骨の保管や供養を行うことと人の墓地の設置や法要を行うことでは、社会通念上、その宗教性についての評価には違いがあり、「原告による動物の遺骨の保管行為が、民間事業者の行っている動物霊園事業と異なる顕著な宗教的特徴を有しているとはいえず、むしろ、これと類似している」ことを理由に、「原告による動物の遺骨の保管行為を固有の宗教目的活動と評価することは困難であり、したがって、本件ロッカー部分は、原告の固有の宗教目的に供する部分には当たらず、[地方税]法348条2項3号及び法702条の2第2項の非課税対象には該当」せず、「本件課税処分は適法である」と判示していた。

これに対し、本判決は、「地方税法348条2項3号にいう非課税とされる境内建物及び境内地とは、宗教法人が、専らその本来の用に供し、宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成するために必要な当該宗教法人の固有の境内建物及境内土地」をいい⁶⁾、「当該境内建物及び境内地が、同号にいう『宗教法人が専らその本来の用に供する境内建物及び境内土地』に当たるといえるかどうかについては、当該境内建物及び境内地の使用の実態を、社会通念に照らして客観的に判断すべきである」と述べたうえで、本件においては、回向院が「江戸時代の開祖以来動物の供養を行ってきたこと」、回向院において「動物を供養することが世間一般に広く受け入れられ庶民の信仰の対象となってきたこと」、回向院が「回向堂及び供養塔において動物の遺骨の安置をするとともに、毎日勤行で動物の供養を行うほか、月1回あるいは年3回の動物供養の法要を行っていること」といった事実を指摘して、「これらの使用状況からみれば、回向堂及び供養塔は、……全体が宗教法人である控訴人 [=回向院] が専ら宗教目的に使用する施設であって、その宗教活動のために欠くことができないものである」から、本件賦課処分は違法であると判示している⁷⁾。

□ 慈妙院事件 他方で、法人税については、宗教法人の行うペット葬祭事業が収益事業に該当すると判示する判例が出されている（最高裁第二小法廷平成20年9月12日判決（判時2022号11頁、判タ1281号165頁））。本件は、宗教法人天台宗を包括宗教法人とする宗教法人慈妙院がペット用の火葬場、墓地、納骨堂、待合室等を設置して、死亡したペットの飼い主から依頼を受けて葬儀や供養を行い、動物の重さと火葬方法とに応じた一定額の金員を受け取ったこ

とについて、ペット葬祭業は法人税法第2条13号及び同法施行令第5条1項各号所定の収益事業に当たるとして法人税の決定処分および無申告加算税賦課決定処分がなされたことに對し、慈妙院の側が、ペット葬祭業は宗教的行為であって収益事業に当たらないなどと主張して、同処分の取消を求めた事例である。

第一審の名古屋地裁平成17年3月24日判決（判タ1241号81頁）は、ある活動が法人税法上の収益事業に該当するか否かは、「当該事業の展開の手法、收受される財貨の額が定まるに至る経緯、その額と給付行為の内容との対応関係、例外の許容性などの具体的諸事情を総合的に考慮し、一般事業者が行う類似事業と比較しつつ、社会通念に従って、果たしてその財貨移転が任意になされる性質のものか、それとも一定の給付行為の内容に応じた債務の履行としてなされるものかを判断して決せられるべきものである」と、財貨移転における対価性の有無を基準とする考え方を示していた。そのうえで、名古屋地裁は、本件のペット葬祭業では、「料金表」ないし「供養料」の表題の下、3種類の葬儀内容と動物の重さの組み合わせに応じた確定金額から成る表が定められていたことなどの事情を指摘し、依頼者の支払う金員は任意のものであるとは解されないとして、収益事業該当性を肯定する判断を下しており、名古屋高裁平成18年3月7日判決（判例集未掲載）も控訴を棄却していた。

上告を受けた最高裁は、宗教法人の具体的な活動が収益事業に該当する否かについて、「事業に伴う財貨の移転が役務等の対価の支払として行われる性質のものか、それとも役務等の対価でなく喜捨等の性格を有するものか、また、当該事業が宗教法人以外の法人の一般的に行う事業と競合するものか否か等の観点を踏まえた上で、当該事業の目的、内容、態様等の諸事情を社会通念に照らして総合的に検討して判断するのが相当である」としたうえで、「本件ペット葬祭業においては、上告人〔＝慈妙院〕の提供する役務等に対して料金表等により一定の金額が定められ」ており、「これらに伴う金員の移転は、上告人の提供する役務等の対価の支払として行われる性質のものとみるのが相当であること」、「本件ペット葬祭業は、その目的、内容、料金の定め方、周知方法等の諸点において、宗教法人以外の法人が一般的に行う同種の事業と基本的

に異なるものではなく、これらの事業と競合する」ことから、「宗教法人である申告人が、依頼者の要望に応じてペットの供養をするために、宗教上の儀式の形式により葬祭を執り行っていることを考慮しても、本件ペット葬祭業は、法人税法施行令5条1項1号、9号及び10号に規定する事業に該当し、法人税法2条13号の収益事業に当たると解するのが相当である」と判示している。

ハ) 2つの事件を分けたもの　このように、固定資産税の場合と法人税の場合とで対照的な判断がなされたわけであるが、この違いはおそらく、直接には、法人税法と地方税法との構造の違いに由来するのであろう。

周知のように、法人税法は、宗教法人に対する非課税措置について、まず、公益法人等の非収益事業には法人税を課さないという一般的な非課税措置（法人税法第4条及び第7条）を定め、宗教法人も「公益法人等」に含めるというやり方を採用している（同法第2条6号及び別表第二）。この構造は、一方では、宗教法人に対する非課税措置は、「内国公益法人その他の法人に対する免税措置の一環としてのもの」であり、それゆえ政教分離原則（憲法第20条1項後段及び第89条前段）に反しないという説明を可能にしてきた⁸⁾。しかし、他方で、このような構造は、なぜ宗教法人の非収益事業には課税されないのかという問題を曖昧にしてきたように思われる。

上記のような構造が採られた結果、宗教法人の非収益事業が非課税とされる根拠は、これが正面から問われることなく、むしろ、なぜ公益法人一般の非収益事業が非課税とされるのかという問いに対する解答によって説明されることになる。すなわち、法人税は法人が個人に対して分配する利益に係る個人所得税の前取りであり、個人に所得を分配しない公益法人の場合には前取りすべき所得がないからである、と。

そうすると、おそらく、宗教法人の収益事業に課税される根拠も同様に、公益法人一般の収益事業に対する課税の根拠によって説明されるのであろう。すなわち、「同種の事業を行うその他の内国法人との競争条件の平等を図り、課税の公平を確保する」ためである（慈妙院事件最高裁判決）という説明である。そして、宗教法人の具体的な活動が「収益事業」に当たるか否かの判断も、一般的な公益法人の具体的な活動が「収益事業」に当たるか否かの判断と

同じように、「事業に伴う財貨の移転が役務等の対価の支払として行われる性質のものか、それとも役務等の対価でなく喜捨等の性格を有するものか」（対価性の有無）、「当該事業が宗教法人〔公益法人〕以外の法人の一般的に行う事業と競合するものか否か」（競合関係の有無）を基準に行われることになる。

このような議論の枠組みにおいては、宗教法人の具体的な活動が宗教的行為であるか否かは、対価性の有無や競合関係の有無を判断する際の1つの考慮要素とはなっても、それ自体が決定的な重要性をもつわけではない。これに対しては、収益事業該当性の判断において宗教法人の活動の宗教性を考慮に入れるべきであると主張し、ペット供養も宗教的行為であるとして課税に反対する見解もある⁹⁾。しかし、ペット供養が収益事業と判断されるに至ったそもそもの原因は、これまで宗教法人の非収益事業の非課税の根拠・収益事業の課税の根拠が一般的な公益法人税制の枠組みで理解されてきたことにあるのであって、そうした前提をそのままに、収益事業該当性の判断においてにわかにペット供養の宗教性を強調しても、説得力のある議論を展開することは難しいように思われる。

他方で、地方税法の規定は、「宗教法人が専らその本来の用に供する宗教法人法第3条に規定する境内建物及び境内地」（地方税法第348条2項3号。傍点筆者）という形で、はじめから固定資産の用途の宗教性に着目した構造になっており¹⁰⁾、ここでは、ペット供養に供されている建物等が「境内建物及び境内地」に当たるかという判断に際して、ペット供養が宗教法人の本来的な宗教活動であるか否かということが決定的に重要になるのである。

このように、法人税の場合と固定資産税の場合とで対照的な判断がなされたのは、法人税法と地方税法との構造の違いに由来するものと一応は説明することができる。とはいえ、ペット供養に供する土地・建物には固定資産税・都市計画税が課税されないのに、ペット供養からの所得に法人税は課税されるという結論は、「社会通念」に照らして考えたとき、分かりにくさが残るように思われる。

(2) その他

このほか、宗教法人が所有し、使用していた土地が地方税法第348条2項3号によって固定資産税が非課税とされる「境内地」に当たるかどうか争われた事例として、東京地裁平成20年5月30日判決（判例集未登載¹¹⁾）がある。本件で問題となった土地は、①宗教法人がビルの1階で永代使用等の墓地の案内のために使用しており、その後、ビルを解体して宗教施設の建築工事のために使用していた土地、②行事等で混雑した際に寺院関係者が駐車場として使用するなどしており、その後、その一部が建築途中の寺院棟の敷地として使用され、その余の部分が建築工事のために使用されていた土地、③墓地改修工事のため業者の事務所として使用され、その後、宗教施設の建築工事のために使用されていた土地である。

本件で、東京地裁は、ある土地が「境内地」であるか否かについて、「賦課期日以前の実際の使用状況を考慮した上で、賦課期日現在における当該土地の実際の使用状況が、社会通念に照らして、『専らその本来の用に供』しているといえるか否か、すなわち、宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することに専ら使用しているといえるか否かという観点」から判断を行い、当該土地が建築途中の寺院棟等の敷地として使用されるなどしているとしても、「宗教法人が、その所有する従前非境内地であった土地において、賦課期日現在、将来布教活動等を予定しているというにすぎない場合や、宗教施設を建築中であるというにすぎない場合は、社会通念上、賦課期日現在において、いまだ宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することに専ら使用しているということはできず、「境内地」であるとはいえない」と判示している。

3 墓埋法

墓地、埋葬等に関する法律（墓埋法）に基づいてなされた霊園の経営許可処分について、その予定地の周辺住民が取消を求めた事例として、福岡高裁平成20年5月27日判決（判例集未登載¹²⁾）がある。本件は、福岡県福津市長が宗教法人聖観寺に対してした「(仮称) みやじだけ霊園」の経営許可処分につい

て¹³⁾、本件許可申請は活動実態のない聖観寺の名義を営利企業が利用して行った脱法的な申請であり、そうした申請に対してなされた許可処分は違法であるとして、周辺住民が取消を求めた事例である。原告らは、本件処分によって侵害される利益について、①本件土地は従前産業廃棄物処分場として利用されており、本件霊園が設立されると土壤の汚染原因物質を除去することが困難になり、周辺の土壤や地下水の汚染を通じて原告らに健康被害を与えることが懸念される、②本件土地周辺には手つかずの自然が残っており、産業廃棄物が埋設されたまま本件霊園が設立されれば、周辺の自然環境が破壊されることが予想され、原告らの良好な環境を享受する権利が侵害される、③本件処分は、宮地^{みやじ}_{だけ}神社に程近い土地において「みやじだけ霊園」の名で、宮地^{みやじ}_{だけ}の名と信用を利用して霊園を経営することを許可するもので、宮地^{みやじ}_{だけ}神社の氏子である原告らの宗教感情及び宗教的人格権を侵害する、と主張していた。

なお、福岡県知事は、墓地等の経営の許可につき、福岡県墓地等の経営の許可に関する規則（昭和63年5月10日福岡県規則第37号。以下、「規則」という。）を定めており（この規則は市町村による事務処理にも適用される。）、規則上、墓地の設置場所は、住宅、学校、病院その他公衆の多数集合する場所から100メートル以上離れていることなどが求められている（第3条）。また、厚生労働省が都道府県知事に対して通知した「墓地経営・管理の指針等について」（平成12年12月6日生衛発1764号）は、墓地経営の主体について、①市町村等の地方公共団体が原則であり、②これによりがたい事情があっても宗教法人又は公益法人に限られること、③「名義貸し」が行われていないことを求めている。

第一審の福岡地裁平成19年5月28日判決（判例集未搭載¹⁴⁾）は、最高裁第二小法廷平成12年3月17日判決（判時1708号62頁）を引用して、墓理法第10条1項が許可の要件について特に規定していないのは、「墓地等の経営が、高度の公益性を有するとともに、国民の風俗習慣、宗教活動、各地方の地理的条件等に依存する面を有し、一律的な基準による規制になじみ難いことにかんがみ、墓地等の経営に関する許否の判断を都道府県知事の広範な裁量にゆだねる趣旨に出たもの」であって、墓理法は「都道府県知事が、公益的見地から、墓地等

の経営の許可に関する許否の判断を行うことを予定して」おり、同法及び規則上、墓地等の周辺に居住する者の個別的利益が保護されているとは解し難いと説いて、原告らの原告適格を否定し、訴えを却下していた。

本判決も、第一審判決と同様に、原告らの原告適格を否定する結論を下しているが、その理由は、第一審判決とは異なる。本判決は、第一審判決と同様の説示をして、墓埋法及び規則の規定は「個別的利益というよりも、第一次的には、国民の宗教的感情や公衆衛生といった社会公共の利益を保護する趣旨に出たもの」であるとしつつも、「しかしながら、墓地や火葬場といった施設は、一般には付近に設置されることが歓迎されない施設（いわゆる嫌忌施設）であることは明らかであり、これが自らの居住する住宅の周辺に設置されるということになれば、相応の精神的苦痛を受け、さらには、その設置によって、周辺の地価が下落するというような事態もまま見受けられるところであり、墓埋法及び規則は「併せて、嫌忌施設であるがゆえに生ずる精神的苦痛等から免れるべき利益を個別的利益として保護するものと解するのが相当である」と、墓埋法及び規則が墓地等の周辺住民の個別的利益をも保護しようとするものであることを認めている。ただ、本件で原告らが主張する被侵害利益は、本判決がいう「個別的利益」には含まれないとして、原告適格が否定されたのである。

墓地等の経営許可に対し周辺住民がその取消を求めて提起する訴訟については、これまでその原告適格を否定する裁判例が大半であったようであり、とりわけ、上記の平成12年最高裁判決によって「墓地等経営許可に関して施設周辺住民の原告適格が否定される判例理論が確立した」¹⁵⁾と言われる。

しかし、一般的に行政処分の手方以外の第三者の原告適格について、平成16年の行政事件訴訟法の改正により第9条2項が新設され、原告適格の有無の判断に当たっては、直接の根拠条文のみならず広く当該法令の目的やその他関連法令を参酌し、違法な事業による被害の内容、性質、程度等も考慮に入れることが求められることとなった¹⁶⁾。

本判決が「[墓地等が] 嫌忌施設であるがゆえに生ずる精神的苦痛等から免れるべき利益」を墓埋法及び規則上周辺住民に保護される個別的利益として認めたのは、こうした原告適格についての一般的状況を受けたものである。た

だ、本判決が改正行訴法の趣旨を十分に汲んだものであるかについては、①今日では墓地の立地には都市計画的な配慮が不可欠であり、墓埋法の規制目的には土地利用や環境保全といった都市計画的考慮が含まれると考えるべきで¹⁷⁾、本件では「目的を共通にする関係法令」として都市計画法その他の法令を十分に考慮すべきだったのではないかと、②改正法の解釈の「手本」とされる小田急訴訟最高裁判決（最高裁大法廷平成17年12月7日判決（民集59巻10号2645頁））では、違法な事業に起因する被害の実態が考慮されていたのに対し、本判決では、「精神的苦痛等から免れる利益」への侵害の重大性が考慮されていないのではないかという指摘がなされている¹⁸⁾。

墓埋法の規制目的に土地計画的考慮を含めて考えるべきだという主張は、確かにその通りなのかもしれない。しかし、本件に限って言えば、墓埋法と「目的を共通にする関係法令」として都市計画法その他の法令を考慮するとしても、原告らが主張していたような利益が「法律上の利益」として保護されているかと言われると、疑問がないわけではない。産業廃棄物の埋設による健康被害や自然環境の破壊は、本判決も指摘するように、本件霊園が設置されることによるものというよりは、それに先行する産業廃棄物の埋設に起因するものであるし、原告らが主張するような意味での宗教感情及び宗教的人格権は都市計画的考慮によって保護されるものではないからである。

ともあれ、本判決は、墓地等の経営許可処分を第三者が争う原告適格について、従来の先例とは異なる考え方を示した興味深い裁判例であるように思われる。

4 その他

オウム真理教事件に係る刑事裁判に関して、最高裁第二小法廷平成20年2月15日判決（判例集未登載）は、第一審及び控訴審で死刑の判決を受けていた林泰男被告について、上告を棄却し、死刑が確定した。

また、「法の華三法行」元代表の福永法源こと福永輝義被告が詐欺罪に問われ、控訴審でも懲役12年の刑が言い渡されていた事件で、控訴審判決で被告人が教義として述べていることの真偽が判断された点が憲法第20条1項及び第76

条1項に違反するとして上告がなされていたが、最高裁第二小法廷平成20年8月27日決定（判例集未登載¹⁹⁾）は、「原判決は宗教上の教義に関して判断しているものではなく、詐欺罪の成否を判断しその成立を認定する限度で、被告人両名の言動の虚偽性を判断し認定しているに過ぎない」として、上告を棄却した。

さらに、平成7年7月、福島県須賀川市の祈祷師宅で信者6人の遺体が見つかった事件で、殺人などの罪で起訴され、第一審及び控訴審で死刑の判決を受けていた祈祷師について、最高裁第三小法廷平成20年9月16日判決（判例集未登載²⁰⁾）は、上告を棄却し、死刑が確定した。

最後に、平成19年9月、宗教法人「紀元会」の女性会員が集団暴行を受けて死亡した事件については、傷害致死罪などで起訴された同会の創始者の娘や元代表役員ら26人に対し、いずれも有罪判決が言い渡されている（長野地裁平成20年11月7日判決（判例集未登載）、長野地裁平成20年9月25日判決（判例集未登載）など）。

注

- 1) 本判決の評釈として、榎透・法学セミナー649号（平成20年）122頁、井田洋子・速報判例解説3号（平成20年）31頁、北村和生・速報判例解説4号（平成21年）35頁、斉藤小百合・判例セレクト2008（平成21年）6頁、佐々木弘通・平成20年度重要判例解説（平成21年）16頁がある。
- 2) この点について、大野正男裁判官の補足意見を参照。また、こうした論法は、例えば、小泉元首相靖国神社参拝訴訟・大阪第二次訴訟控訴審判決（大阪高裁平成17年9月30日判決（訟月52巻9号2979頁））にもみられる。
- 3) 大石眞・憲法講義Ⅱ（有斐閣、平成19年）122頁。
- 4) <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20080804190456.pdf> を参照。なお、本判決の評釈・紹介として、羽根一成・地方自治職員研修41巻4号（平成20年）74頁、酒井貴子・速報判例解説3号（平成20年）299頁がある。
- 5) LEX/DBに掲載（文献番号25400333）。
- 6) この点について、名古屋地裁平成4年6月12日判決（判時1485号29頁）を参照。
- 7) 本判決に対しては、東京都が上告・上告受理申立てをしたが、最高裁平成20年7月17日決定（判例集未登載）は、上告受理申立てを棄却した。

- 8) 佐藤幸治・憲法〔第3版〕(青林書院、平成7年)500頁。また、宮俊後義・憲法Ⅱ〔新版〕(昭和46年)356頁、芦部信喜・憲法学Ⅲ人権各論(1)〔増補版〕(平成12年)155頁。
- 9) 例えば、林仲宣〔判批〕法律のひろば59巻5号(平成18年)66頁、69頁、櫻井 園郎〔判批〕宗教法25号(平成18年)99頁、120頁。
- 10) それゆえ、宗教法人に対する固定資産税の非課税については、法人税の非課税の場合のような同一待遇説による正当化はできないという指摘がある。碓井光明「固定資産税の非課税制度と減免等」石島弘ほか・固定資産税の現状と納税者の視点(六法出版社、昭和63年)150頁、158頁。
- 11) <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20081211145154.pdf>を参照。
- 12) <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20080612112220.pdf>を参照。なお、本判決の評釈として、田中孝男・速報判例解説4号(平成21年)27頁がある。
- 13) 墓理法上、墓地の経営許可は知事が行うこととされているが、福岡県では、地方自治法第252条の17の2第1項並びに福岡県事務処理の特例に関する条例(平成11年12月27日福岡県条例第37号)第2条及び別表第1号の3イに基づき、市町村が処理するものとされている。
- 14) LEX/DBに掲載(文献番号25420052)。
- 15) 田中孝男・前掲注(12)29頁。
- 16) 塩野宏・行政法Ⅱ行政救済法〔第4版〕(有斐閣、平成18年)124頁も参照。
- 17) この点について、平成12年最高裁判決に関する山田洋〔判批〕自治研究77巻3号(平成13年)125頁、128頁を参照。
- 18) 田中孝男・前掲注(12)29頁以下。
- 19) LEX/DBに掲載(文献番号25420964)。
- 20) LEX/DBに掲載(文献番号25450042)。